



目次

規 則	ページ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎自動車税に係る徴収金の収納事務の委託 (税務課)	1
○保安林の皆伐面積の限度 (治山林道課)	2
◎告示 (会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部改正 (会計企画課)	3

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第96号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号及び第8号並びに第8条第1項中「これに」を「地方法人特別税並びにこれらに」に改める。

第29条第1項第6号中「県税」を「県税又は地方法人特別税」に改める。

第41条の次に次の1条を加える。

（県税収納金取扱者の事務取扱い）

第41条の2 政令第158条の2第1項に基づき県税の収納の事務の委託を受けた者（以下「県税収納金取扱者」という。）は、当該県税の収納の事務の委託に係る契約の定めるところにより、収納した県税を払い込まなければならない。

第116条第1項中「（政令第165条の3第3項において準用する場合を含む。）又は」及び第158条の2第3項、政令第165条の3第3項において準用する政令第158条第4項並びに政令に、「歳入金取扱者」を「歳入金取扱者、県税収納金取扱者」に改める。

第117条中「歳入金取扱者」を「歳入金取扱者、県税収納金取扱者」に改める。

別表第5中

「

一時保管金	受託徴収金	
	公売代金	
	差押債権受入金	
	差押現金	
	交付要求受入金	
	放置違反金	
	その他の保管金	

を「

一時保管金	受託徴収金	
	公売代金	
	差押債権受入金	
	差押現金	
	交付要求受入金	
	放置違反金	
	地方法人特別税	
その他の保管金		

に改める。

別記第11号様式裏面、別記第11号様式の2の裏面及び別記第33号様式裏面中「みずほ銀行の」を「みずほ銀行及びりそな銀行の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県会計規則別記様式は、この規則による改正後の高知県会計規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第707号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき自動車税（普通徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務を次の者に委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成20年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

委託業者		委託内容	委託期間
所在地	名称		
東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号	地銀ネットワークサービス株式会社	徴収金の収納事務の取りまとめ	平成20年9月1日から平成22年3月31日まで
東京都港区六本木一丁目8番7号	株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務	〃
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社	〃	〃
愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号	株式会社ココストア	〃	〃
茨城県土浦市小松二丁目13番1号	株式会社ココストア イースト	〃	〃
愛知県稲沢市天池五反田町1番地	株式会社サークルKサンクス	〃	〃
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ	〃	〃

北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート	〃	〃
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	〃	〃
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン	〃	〃
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	株式会社デイリーヤマザキ	〃	〃
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート	〃	〃
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	〃	〃
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	ミニストップ株式会社	〃	〃
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	〃	〃

高知県告示第708号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成20年度第4次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成20年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林

1	室戸地区	室戸市 東洋町	62.55	806.40
2	奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	1,150.84	281.06
3	安芸川	安芸市 芸西村	424.74	295.05
4	夜須川	香南市	5.70	3.69
5	物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	1,189.04	155.05
6	吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	2,137.67	108.09
7	鏡川	高知市の一部	246.12	12.56
8	本川地区	いの町の一部	851.76	23.16
9	仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	914.07	171.60
10	新荘川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	186.33	169.10
11	四万十川上流	中土佐町の一部 禰原町 津野町の一部 四万十町の一部	2,306.43	292.80
12	伊与喜川	黒潮町の一部	56.05	58.42
13	四万十	宿毛市の一部	1,977.43	523.49

川	四万十市 四万十町の一部 三原村の一部		
14	大方地区	黒潮町の一部	92.21 117.03
15	松田川	宿毛市の一部	165.60 238.12
16	下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	113.66 63.50
17	土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。） 大月町	259.70 232.84
計			12,139.90 3,551.96

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林	
1	安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	9.72
2	中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	13.59
4	中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	1.26
5	須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	16.05
6	幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒	10.23

	潮町	
計		50.85

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	107.72
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	5.07
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	78.13
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	30.34
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	5.17
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00
計		226.43

高知県告示第709号

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。

平成20年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

別表第1及び別表第2中「これに」を「地方法人特別税並びにこれらに」に改める。